

平成26年3月

公益財団法人 中国残留孤児援護基金  
事務局長 小林悦夫

平成26年度介護団体支援金の申請について（お知らせ）

当援護基金では、帰国者等の老後生活支援の一助として、「指定居宅サービス事業者」または「指定地域密着型サービス事業者」として事業を行っている法人が、中国帰国者等に介護サービスを提供することによって運営に負担が生じながらも良好に事業を行っている場合、その法人に対して支援金を交付しております。

当援護基金は、平成26年度においては帰国者等の高齢化への対応を強化していくことを大きな方針としました。その方針に基づき基準を正確に判断するため実施要領を大幅に見直し、介護団体支援の対象を拡大して行います。

介護団体支援金の申請を希望される場合は、別添の「介護事業基盤整備援助及び団体支援実施要項」に基づき、4月末日迄に当援護基金まで文書にて申請して下さい。

なお、提出頂く資料が多種ございますことをご留意頂きたいこと、及び当援護基金の財政も限られておりますので、申請頂いた全ての法人に支援を行うことが出来ない場合もございますこと、ご理解頂くようお願いいたします。

また、この支援活動を広く国民に知ってもらえるよう、支援を受けた団体は、支援事業の内容・成果について、当援護基金の機関紙に報告記事を掲載して頂くこととしております。